

令和4年度

長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の
評価に関する報告書

令和4年12月

長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

目 次

1	長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会における評価（外部評価）	1
2	長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員名簿	1
3	長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策体系	3
4	評価について	4
5	評価にあたっての視点	4
6	評価基準	5
7	長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の開催状況	6
8	評価全般に対する意見等	7
9	各基本目標等に対する意見等	11
	基本目標1 経済を強くし、新しいひとの流れをつくる	14
	基本目標2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる	19
	基本目標3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる	22
	特定目標 交流の産業化	25
	<資料>長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会規則	28

1 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会における評価（外部評価）

(1) 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の設置目的

長崎市の総合戦略の策定や着実な実施、実施した施策・事業の効果を検証し、継続的な改善の推進（戦略の進行管理）にあたり、専門的立場や市民の立場からの意見を反映させることで、総合戦略の効果的かつ効率的な推進に取り組むことを目的に設置しているもの

(2) 評価について

長崎市が行った総合戦略の評価（内部評価）について、中立的・専門的観点から、評価結果や評価の手法その他評価全般について意見をいただくとともに、地方創生の実現及び人口減少の克服に関する、総合戦略における今後の施策の展開に対する新たな取組みの提案等を行い、報告書を取りまとめて市長へ提出する。

2 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員名簿

ふりがな 氏名	主な役職名等	備考
いしばし 石橋 剛史	日本労働組合総連合会長崎県連合会長崎地域協議会 事務局次長	
おかべ 岡部 聖二	長崎市漁業協同組合長連絡協議会	
かたおか 片岡 テルミ	長崎市子ども会育成連合会専門委員	
くすもと 楠本 美貴	公募市民	
こにし 小西 祐馬	長崎大学教育学部准教授	
さばえ 鯖江 やすひろ 康裕	一般社団法人長崎県建築士会長崎支部理事	
すぎの 杉野 たかゆき 隆行	長崎放送株式会社総務局長	
たなか 田中 りょうじ 亮司	長崎商工会議所青年部	
つつみ 堤 こうえ 紅榮	公募市民	
なかの 中野 かずひで 一英	長崎県次世代情報産業クラスター協議会会長	

ふりがな 氏名	主な役職名等	備考
なかむら 中村 洋介	株式会社十八親和銀行地域振興部主任調査役	
はりま 播磨 久美	長崎労働局雇用環境・均等室長	
ひらおか 平岡 透	長崎県立大学情報システム学部学部長	
ひろせ 廣瀬 雄一	公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会長崎支部副支部長	
ほそかわ 細川 英樹	株式会社日本政策金融公庫長崎支店支店長	
まつもと 松本 光生	長崎市PTA連合会	
みぞうち 溝内 美保子	長崎市子育て支援ネットワーク連絡会	
みむら 三村 豪	一般社団法人長崎市保育会理事	
むらき 村木 昭一郎	一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会会長	副会長
やまぐち 山口 純哉	長崎大学経済学部准教授	会長

(50音順掲載)

3 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策体系

目標	具体的施策
基本目標 1 経済を強くし、新しいひとの流れをつくる	(1) 魅力ある仕事をつくる
	(2) 新しい仕事へのチャレンジを応援する
	(3) 学び、暮らし、楽しむ魅力を高める
	(4) 移住を促進する
	(5) 関係人口を創出・拡大する
基本目標 2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる	(1) 結婚・妊娠・出産の希望をかなえる
	(2) 子育ての環境を充実する
	(3) 学校における教育環境を充実する
基本目標 3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる	(1) 地域のでまちづくりを進める
	(2) コンパクトで暮らしやすいまちをつくる
	(3) 地域をネットワークでつなぐ
特定目標 交流の産業化	(1) 顧客創造プロジェクト
	(2) 価値創造プロジェクト
	(3) 交流を支える都市の基盤整備
	(4) 交流の産業化を進める体制づくり

4 評価について

令和4年度の長崎市の総合戦略の評価においては、令和3年度に実施された総合戦略の3つの基本目標及び特定目標並びにそれらに位置付けられる15の具体的施策すべてについて、市内部における評価を実施している。

本審議会においても、上記のすべてについて評価を実施したところであり、委員の専門性を十分に反映させるとともに、総合戦略における施策の実施に対して、意見・提案を行った。

5 評価にあたっての視点

本審議会では、市が実施した基本目標等の評価結果と、市の総合戦略の評価全般の手法などについて、次の項目をポイントとして評価を行った。

(1) 市内部で行った評価に対する視点

- ・ 評価結果が妥当であるか。
- ・ 施策の進捗状況の認識やその理由が長崎市の現状や市民の感覚とかけ離れていないか。
- ・ 数値目標、重要業績評価指標（KPI）はふさわしいものであったか。
- ・ 市民にわかりやすく記載されているか。
- ・ 今後の取組方針が課題を踏まえた的確なものとなっているか。
- ・ 市内部の連携がとられているか。
- ・ 長崎市が取り組むべきことで欠落しているものはないか。

(2) 評価の手法に対する視点

- ・ 制度設計や運営状況等は適切か。
- ・ 市民にわかりやすいものとなっているか。

(3) 政策に関する提案

- ・ 今後の施策展開に関して、新たな取組みの提案はないか。

6 評価基準

判断基準の考え方			基本目標等の達成に対する評価			
			達成 (a)	ほぼ達成 (b)	一部達成 (c)	未達成 (d)
基本目標等の 数値目標 における評価	達成 (A)	数値目標の目標達成率がすべて100%以上	<u>Aa 数値目標及び具体的施策におけるKPIを達成しており、基本目標等の達成に向けて進んでいる</u>	<u>Ab 数値目標を達成しており、具体的施策におけるKPIもほぼ達成したことから、基本目標等の達成に向けて概ね進んでいる</u>	<u>Ac 数値目標を達成したものの、具体的施策におけるKPIの達成は一部に留まることから、基本目標等の達成に向けた課題の克服などがやや遅れている</u>	<u>Ad 数値目標を達成したものの、具体的施策におけるKPIは達成していないことから、基本目標等の達成に向けた課題の克服などが遅れている</u>
	ほぼ達成 (B)	・数値目標の目標達成率の過半数が100%以上 ・または数値目標の目標達成率すべてが高い水準(概ね95%以上)にある	<u>Ba 数値目標をほぼ達成しており、具体的施策におけるKPIも達成したことから、基本目標等の達成に向けて進んでいる</u>	<u>Bb 数値目標及び具体的施策におけるKPIをほぼ達成したことから、基本目標等の達成に向けて概ね進んでいる</u>	<u>Bc 数値目標をほぼ達成したものの、具体的施策におけるKPIの達成は一部に留まることから、基本目標等の達成に向けた課題の克服などがやや遅れている</u>	<u>Bd 数値目標をほぼ達成したものの、具体的施策におけるKPIは達成していないことから、基本目標等の達成に向けた課題の克服などが遅れている</u>
	一部達成 (C)	数値目標の目標達成率100%以上が半数以下で、達成率が低い(概ね95%未満)ものもある	<u>Ca 数値目標は一部達成に留まるものの、具体的施策におけるKPIを達成したことから、基本目標等の達成に向けて進んでいる</u>	<u>Cb 数値目標は一部達成に留まるものの、具体的施策におけるKPIをほぼ達成したことから、基本目標等の達成に向けて概ね進んでいる</u>	<u>Cc 数値目標及び具体的施策におけるKPIの達成は一部に留まることから、基本目標等の達成に向けた課題の克服などがやや遅れている</u>	<u>Cd 数値目標を一部達成したものの、具体的施策におけるKPIは達成していないことから、基本目標等の達成に向けた課題の克服などが遅れている</u>
	未達成 (D)	数値目標の目標達成率すべてが100%未満で、達成率が低い(概ね95%未満)ものもある	<u>Da 数値目標を達成していないが、具体的施策におけるKPIは達成したことから、基本目標等の達成に向けて進んでいる</u>	<u>Db 数値目標を達成していないが、具体的施策におけるKPIはほぼ達成したことから、基本目標等の達成に向けて概ね進んでいる</u>	<u>Dc 数値目標を達成しておらず、具体的施策におけるKPIの達成も一部に留まることから、基本目標等の達成に向けた課題の克服などがやや遅れている</u>	<u>Dd 数値目標及び具体的施策におけるKPIを達成しておらず、基本目標等の達成に向けた課題の克服などが遅れている</u>

※目標達成率の「過半数」の基準は、基本目標の数値目標が1つの場合は1、2つの場合は2、3つの場合は2、4つの場合は3とする。

7 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の開催状況

第1回総合戦略審議会

- ・ 日時 令和4年9月30日（金） 13時30分～15時30分
- ・ 場所 議会第1会議室
- ・ 議題 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価について

第2回総合戦略審議会

- ・ 日時 令和4年12月22日（木） 9時30分～10時15分
- ・ 場所 議会第1応接室
- ・ 議題 令和4年度長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価に関する報告書案について

8 評価全般に対する意見等

長崎市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると、令和27(2045)年には、現在よりも人口が約10万人、約1/4減少するとともに、人口構成においても、65歳以上の老年人口1人を15歳から64歳までの生産年齢人口1.20人で支える予測となっている。

このように、人口減少は、単に人口が減ることだけではなく、生産年齢人口の減少や高齢化の進展に伴い、人口構成が大きく変容し、労働力の不足、地域経済の縮小などの影響と併せて、社会保障など従来の仕組みが成り立っていかなくなるのが重要な問題である。

現在、長崎市における年間の出生数は、少子化の進行によって平成30年に2,999人と3千人を下回り、令和3年には2,550人となっている一方で、年間の死亡数については、近年、5,000人超の状態推移し、令和3年には5,455人となっている。

これにより、出生数と死亡数の差である自然動態については、出生数の減少を主因として平成27年の▲1,645人と比較すると、令和3年には▲2,905人まで減少傾向が継続している。

また、転出と転入の差である社会動態については、若年層を中心とした転入者数の大幅な減少を主な要因として、平成27年の▲1,574人と比較すると、令和3年には▲2,194人まで転出超過が継続している。なお、総務省の住民基本台帳人口移動報告(令和4年1月公表)によると、令和3年の日本人移動における長崎市の転出超過は、令和2年に続いて2年連続で全国ワースト2位の結果となっており、全国的に見ても転出超過数が大きい状況であることから、人口減少の問題は長崎市にとって喫緊の課題と言える。

このような中、社人研の推計において、令和42(2060)年の人口が約25~6万人と推計されていることから、「長崎市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」において、人口減少に歯止めをかけ、将来の人口を約31万人と展望し、その実現を図るための「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し取組みを進めている。

総合戦略においては、3つの基本目標及び特定目標ごとに数値目標を掲げるとともに、具体的施策ごとに重要業績評価指標(KPI)を設定しており、これらにより施策の成果・効果を客観的に検証し、必要に応じて改善を行う仕組み(PDCAサイクル)を構築し、総合戦略の推進を図ることとしている。

本審議会は、まち・ひと・しごと創生を実施するうえで、産業界、教育機関、行政機関、金融機関、労働団体、メディア、士業、市民などの関係者の声を十分に反映させて実行していくことが肝要であることから設置されたものであり、この点を踏まえて、長崎市が行っている総合戦略の評価について、中立的・専門的観点から、評価結果や評価の手法、その他評価全般に係ることについて意見を述べるとともに、行政では気づかない部分を市民の目線で見、長崎市に意見していくことで、客観性に基づいた総合戦略の評価の公正かつ円滑な運用と向上並びにオール長崎市で総合戦略を推進することについて重要な役割を果たしている。

また、オール長崎市で取組みを進めていくためには、本審議会での意見を的確に施策に

反映させるとともに、それぞれの具体的な取組みの進捗状況を適切に把握し、施策の成果、効果や問題点とその要因、それらの分析に基づく取組み方針についての議論を行い、その内容を市民にわかりやすく伝えていくことが重要である。

さらに、「社会減・自然減の両面で人口の減り方をおさえる」、「人口が減っても暮らしやすいまちにする」、「交流人口を増やす」考え方を基本とし、総合戦略に掲げる目指すべき姿である「若い世代に選ばれる魅力的なまち」の実現に向けた効果的な取組みを、様々な視点から長崎市に対して提案していくことも重要な役割である。

以上のことを踏まえて、本審議会の総括的な意見を以下に述べる。

(1) P D C Aサイクルの改善について

P D C Aサイクル、特にC (Check) 部分が不十分・不明瞭であるため、基本目標等ごとの施策評価シートにおける記述に加え、委員との事前の質疑応答においても、審議会での評価が難しい施策が散見された。

例えば、施策評価シートで「問題点とその要因」として記載されているものについて、その要因分析が十分に行われていない場合は、今後の取組み方針の妥当性を審議会が判断できない。

このことについては前年度にも同様の指摘を行っており、総合戦略に掲げるめざすべき姿の実現に向けて、各部局がより効果的な施策を検討し、実施していくためには、長崎市として、P D C Aサイクルを機能させるための意識改革はもちろん、手法の徹底を職員に促す必要があることから、早急な改善を図っていただきたい。

(2) 「まちの形」や時代の変化に対応するための協働について

現在、長崎市においては、人口減少等に起因する地域問題が山積しており、地域の持続性を高めるためにも、それらの解決にかかる課題の克服が急務となっている。他方、100年に一度といわれる「まちの形」の変化の中にあるとともに、コロナ禍を契機として社会全体のデジタル化の動きが加速するなど、未来に向かって課題を克服して活力あるまちとして進化するチャンスである。そして、まちが進化するためには、地域課題の克服に取り組む市民活動団体はもちろん、産学官金労言士などの市民がオール長崎でまちづくりに取り組むことが求められる。しかし、前年度の審議会と同じく、今年度の審議会においても、委員から市民との不十分な対話や協働にかかる問題が提起され、他の委員が賛同することとなった。地域の問題を解決するにしろ、地域の資源を活かすにしろ、地域のことを熟知した市民の参画や市との協働が欠かせないことは、長崎市よかまちづくり基本条例でも謳われているところである。今一度、同条例に掲げられた理念や原則を職員や市民に徹底することを求めたい。

また、協働が求められるのは、市民と行政との関係においてだけではなく、市内部の部局間においても同様である。市民の暮らしには多様な分野が関わるが故に、まちづくりには個別分野の取組に加え、総合的な視点や施策が求められる。地方創生に向

けて様々な取組みを進めていくにあたり、長崎市としても、「所管」の壁を超えて各
部局横断的に協力し、市民の幸せのために頑張る姿勢が必要不可欠である。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響下における評価と取組みについて

令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響は依然として続いており、
国、長崎県及び長崎市において、様々な対策が講じられてきたところであるが、いま
だ収束には至っておらず、経済活動や人流については変化の兆しが見えてきているも
のの、コロナ禍以前と比較すると、依然として厳しい状況にあると言える。そういっ
た状況下においては、特定目標「交流の産業化」をはじめとして、影響を受けている
取組みは少なくなく、事業者等の努力が続けられているにもかかわらず、KPIの達成
状況に厳しい数字が並んでいることは、一定、やむを得ない部分もあると判断される。

一方で、コロナ禍の一言で評価を済ませるのではなく、前年度から引き続き、もう
一步踏み込んだ達成もしくは未達成の施策を個別に検証することや、コロナ禍におい
ても「できる方法」を編み出していく努力も必要である。

9 各基本目標等に対する意見等

(1) 総評

(ア) 基本目標1「経済を強くし、新しいひとの流れをつくる」

基本目標1全体を評価する数値目標の3項目中1項目が100%以上の目標達成率となっており、各施策の進捗を評価する重要業績評価指標24項目中、達成100%以上のものが15項目と半数以上であること、各施策の取組状況を踏まえて

「C b 数値目標は一部達成に留まるものの、具体的施策におけるKPIをほぼ達成したことから、基本目標等の達成に向けて概ね進んでいる」と評価

(イ) 基本目標2「子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる」

基本目標2全体を評価する数値目標の3項目中全ての項目が100%未満の目標達成率となっており、各施策の進捗を評価する重要業績評価指標30項目中、達成率100%以上のものが16項目と半数以上であること、各施策の取組状況を踏まえて

「D b 数値目標を達成していないが、具体的施策におけるKPIはほぼ達成したことから、基本目標等の達成に向けて概ね進んでいる」と評価

(ウ) 基本目標3「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる」

基本目標3全体を評価する数値目標の2項目中1項目が100%以上の目標達成率となっていること及び目標達成率全てが95%以上と高い水準となっており、各施策の進捗を評価する重要業績評価指標15項目中、達成率100%以上のものが6項目と半数以下であること、各施策の取組状況を踏まえて、

「B c 数値目標をほぼ達成したものの、具体的施策におけるKPIの達成は一部に留まることから、基本目標等の達成に向けた課題の克服などがやや遅れている」と評価

(エ) 特定目標「交流の産業化」

特定目標全体を評価する数値目標の2項目全てが100%未満の目標達成率となっており、各施策の進捗を評価する重要業績評価指標18項目中、達成率100%以上のものが2項目と半数以下であること、各施策の取組状況を踏まえて、

「D c 数値目標を達成しておらず、具体的施策におけるKPIの達成も一部に留まることから、基本目標等の達成に向けた課題の克服などがやや遅れている」と評価

しかしながら、令和3年度の目標値の多くが未達成となったことについては、新型コロナウイルス感染症の影響が続いたことによるところが非常に大きく、感染拡大による人流抑制など、交流に係るコロナ禍の厳しい状況を鑑みると、単純な進捗の遅れとは言い難く、事情やむを得ないと判断される。

(2) 数値目標達成状況総括表

基本目標等	数値目標進捗状況			
	総数	達成状況		
		達成 (100%以上)	概ね達成 (95%以上)	未達成 (95%未満)
基本目標1 経済を強くし、新しいひとの流れをつくる	3	1	1	1
		33.3%	33.3%	33.3%
基本目標2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる	3	0	1	2
		0.0%	33.3%	66.7%
基本目標3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる	2	1	1	0
		50.0%	50.0%	0.0%
特定目標 交流の産業化	2	0	0	2
		0.0%	0.0%	100.0%
合 計	10	2	3	5
		20.0%	30.0%	50.0%

(3) 重要業績評価指標（KPI）達成状況総括表

基本目標等	KPI進捗状況			
	総数	達成状況		
		達成 (100%以上)	概ね達成 (95%以上)	未達成 (95%未満)
基本目標1 経済を強くし、新しいひとの流れをつくる	24	15	2	7
		58.3%	8.3%	29.2%
基本目標2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる	30	16	6	8
		53.3%	20.0%	26.7%
基本目標3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる	15	6	2	7
		40.0%	13.3%	46.7%
特定目標 交流の産業化	18	2	3	13
		11.1%	16.7%	72.2%
合 計	87	39	13	35
		44.8%	14.9%	40.2%

基本目標 1 経済を強くし、新しいひとの流れをつくる

部会長：産業雇用政策課長

具体的施策

- (1) 魅力ある仕事をつくる
- (2) 新しい仕事へのチャレンジを応援する
- (3) 学び、暮らし、楽しむ魅力を高める
- (4) 移住を促進する
- (5) 関係人口を創出・拡大する

ア 基本的方向

若い世代の転出超過に歯止めをかけるため、新たな産業の創出と育成や企業誘致、創業・スタートアップの促進、地元企業の雇用の強化などに取組み、将来に向けた安定的な雇用の確保・拡大の実現という視点から取組みを推進する。

また、特に若い世代に対し、長崎で学び、暮らし、楽しむ魅力を高め、情報発信を強化することで、多様な人材の還流と確保に取り組むとともに、移住希望者一人ひとりに対して、住まいなどの移住の受け皿に関するきめ細やかな支援を行うことで長崎への移住を促進し、併せて、関係人口の創出・拡大を図る。

特に「選ばれるまちになる」ため、「新産業の種を育てるプロジェクト」として、産学官金が連携しながら、新たな産業の創出を後押しすることにより、まちの経済の活力維持と働く場としての魅力向上を図る。

さらに、「長崎×若者プロジェクト」として、若い世代が「楽しむことができる場」と「チャレンジできる場」の創出や、「住みよかプロジェクト」として、住宅供給の観点から政策を立案し、各種施策を実施することで住みやすさの改善につなげる。

イ 基本目標の評価

Cb 数値目標は一部達成に留まるものの、具体的施策における KPI をほぼ達成したことから、基本目標等の達成に向けて概ね進んでいる

ウ 数値目標（「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標）

指標名	基準値 (時期)	区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
法人市民税法人税割を課税された法人数	4,091 社 (28~2年度 平均)	↑	目標値	4,091	4,091	4,091	4,091
			実績値	3,954	4,060		
			達成率	96.7%	99.2%		
企業誘致に伴う新規雇用者数[累計]	291 人 (2年度)	↑	目標値	291	591	891	1,191
			実績値	291	515		
			達成率	100.0%	87.1%		
移住者数	344 人 (2年度)	↑	目標値	200	200	350	350
			実績値	344	418		
			達成率	172.0%	209.0%		

エ 評価結果の妥当性

本審議会で検討した結果、評価結果については妥当であると判断する。

オ 審議会における評価に対する意見、提案等

【全般】

- 企業の生産性向上による付加価値の拡大や人材育成において DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が必須である。
- 評価は「基本目標の達成に向け概ね進んでいる」とありますが、数値目標の達成率や人口減少の高止まりの現状を見ると疑問に思う。
- 若い世代が市役所からの情報に満足していない要因として、欲しい情報を探しにくいことや市役所の情報に対する興味が低いことなどが挙げられていることから、これらの点への対策を強化すべきである。

【具体的施策（1） 魅力ある仕事をつくる】

- ものづくり支援事業（造船造機技術研修センター補助）について、競争力が強化されるような長崎地域造船造機技術研修センターによる新人の人材育成や経験者研修とはどのようなものなのかとの質問に対し、市から、入社してから2ヶ月間で造船工学の基礎知識を学ぶとともに、溶接をはじめ玉掛け、研削砥石、クレーン・フォークリフトなどの実習指導を行い、資格取得までできる取組みを行っていること、また、経験者研修では、参加企業の技術・技能の高度化を図るため、必要な座学や専門実習等を行っている旨の説明がなされた。

- 再生可能エネルギー活用推進事業について、環境問題を解決するための基本である、興味のない人へのアプローチに努めてほしい。
- 働きやすい職場環境づくりのため、企業の職場慣習改善を管理者に促すとともに、従業員の意識改革も行わなければならない。
- 新産業・起業チャレンジ促進事業について、オープンイノベーションと従来の連携枠組みや機能との違いは何かという質問に対し、オープンイノベーションは手法であり、従来の連携の枠組みや機能でも活用されていたものと考えているが、現在の取組みでは、長崎サミットにおける「オープンイノベーション宣言」も追い風に、人と人、地場企業と都市部の企業等をつなげ、新たな事業展開を伴走して支援する体制が産学官金連携のもとに立ち上がり、重要な役割を担っている点が特徴である旨の説明がなされた。

また、その説明に対し、既存の手法と新しい手法の違いをはっきりさせたうえで、しっかりやっていくべきである旨の意見が出された。
- オープンイノベーションの手法活用について、地場企業と県外企業等との協業による新規事業創出において、事業化まで至っていない原因分析を行っているかを問う意見に対し、取組みの開始から2年目であり、実証事業まで行っている事業が2つ程度であること、それらはビジネス化に向けた民間企業の取組であるため、現時点で契約、売上等の詳細な内容を市側から公表できないこと、今後出てくる実証事業に対する伴走支援を行っていききたいこと、事業化できていない要因は今後出てくるものと考えている旨の説明がなされた。それらの説明に対して、民間企業の成果だから審議会と共有できないなら、その施策については審議会等でも評価できないがそれでよいのかという発言があった。
- 啓発セミナーやリーダー育成講座などを行っているが、こうしたセミナーは民間企業でも主催しており、民間企業を育てるためにも、主催は民間企業とし、行政はそのバックアップを図ることはできないかとの意見に対し、テレワークやリモートワークをはじめとする「若者が望む新しい働き方」を市内企業に広く啓発・推進するものであり、セミナー等の受託事業者選定に係る公募型プロポーザルにおいても市内企業の応募はなかったため、今後も市が主体となって取り組んでいく必要があると考えている旨の説明がなされた。
- 地元企業に入社しても、1年、2年後に離職する者がいる状況であることから、就職定着支援を行う必要があるのではないかとの意見に対し、令和3年度より、経営層向けの啓発セミナーや従業員向けの講座を実施しており、今後も継続して取り組んでい

きたいと考えている旨の説明がなされた。

【具体的施策（２） 新しい仕事へのチャレンジを応援する】

- スタートアップ支援について、人間都市や歴史都市を標榜する長崎市における新事業等の創出には、単にスピードがある等ではなく、何らかの分野やビジネスモデルの性格などの縛りが必要ではないかとの意見に対し、特にスピードを意識しているわけではなく、まずはスタートアップが次々に生まれ育つエコシステムの構築を目指していることや、起業家育成プログラムの公募の段階で分野の限定などは行わず、それぞれ応募内容を確認しながら、受講者を選考していることなどについて説明がなされた。
- どういうスタートアップを育てることが長崎市の地域経済にとって有益なのか、人々の暮らしを豊かにするのかというところをしっかりと考えて取り組んでほしい。
- 「創業・スタートアップの推進」では、取組み内容は評価できるもので、継続的な活動まで対象者拡大のための周知が必要であるとの意見に対し、創業支援に関しては13の関係機関からなる「創業サポート長崎」における周知拡大、スタートアップ支援については、Nagasaki Startup Compass というプロジェクトに関する周知を継続し、長崎市内における起業に対する機運の醸成を図る旨の説明がなされた。
- 起業後は長期にわたるモニタリングと支援が必要で、成功事例、失敗事例の分析結果まで作成できれば参考になる。
- 少子化と若年層の転出超過に起因する人口減少対策で重視すべきは、雇用の拡大及び経済の活性化であるため、基本目標1は非常に重要であり、KPI で未達成となっている「地場企業などと県外企業などとの協業による新規事業の創出に係る実証実施件数」などに今後、注力することを期待する。
- 近隣国への水産物の輸出をもっと増やすようにしてはどうかとの提案に対し、水産物における海外市場は拡大傾向にあることから、海外輸出の必要性、重要性については認識しており、海外への輸出に向けた施設整備等に対する支援を行っているところであること、引き続き県や関係団体等と連携し、輸出拡大に向けた検討を進めていく旨の説明がなされた。
- 販路開拓が進まない要因を再度検証すべきであるとの意見に対し、地場事業者の多くが小規模事業者であり、営業力や商品開発力が弱い傾向にあることが要因のひとつであること、単独での販路開拓が難しい地場事業者については、地域商社とのマッチングの機会を設けていることや、チャレンジ企業応援補助金や SNS 等活用支援事業補

助金などの各種事業を通じて支援を行っていることについて説明がなされた。

- 農水産業の人材育成の遅滞に対し、異業種交流を提案してはどうかとの意見に対し、異業種交流の重要性を認識していることや、国においても取組みを推進していること、視野の拡大や新しい発想など、人材育成には重要と考えられるため、今後検討を進めたい旨の説明がなされた。

【具体的施策（４） 移住を促進する】

- 移住相談後、移住に結びつかない要因には何があるかとの質問に対し、具体例として、「移住先の1つの候補地として本市の就職支援を受けていたが、他都市での転職が先に決まったために断念することとなったもの」や「空き家・空き地情報バンクの登録物件の購入を前提として移住することを検討していたが、本人の希望に沿った物件が見つからなかったため移住を断念することとなったもの」などがあり、仕事と住まいについて、きめ細やかなサポートを行っていく旨の説明がなされた。

基本目標2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる

部会長：こども政策課長

具体的施策

- (1) 結婚・妊娠・出産の希望をかなえる
- (2) 子育ての環境を充実する
- (3) 学校における教育環境を充実する

ア 基本的方向

少子化に歯止めをかけるため、引き続き、結婚・妊娠・出産の希望がかなう環境の実現をめざす。

このため、結婚の希望をかなえるための出会いの場の創出、安心して妊娠・出産・育児ができる切れ目ない支援の提供に取り組む。

また、これまでの子ども・子育て支援に加え、地域や商店街など、まち全体で子どもや子育てを応援してもらえる環境の整備に取り組むとともに、児童生徒が「確かな学力」を身につけることや安全・安心に学べる教育環境の整備を行い、子育て環境及び学校における教育環境の更なる充実を図ることにより、「子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまち」をつくる。

特に「選ばれるまちになる」ため、「こども元気プロジェクト」として、子どもたちが遊びながら成長できる場所や、子どもの遊び場と子育てに関する相談ができる場所をつくることで、子育てしやすい環境の充実強化を図る。

イ 基本目標の評価

D b 数値目標を達成していないが、具体的施策における KPI はほぼ達成したことから、基本目標等の達成に向けて概ね進んでいる

ウ 数値目標（「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標）

指標名	基準値 (時期)	区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
子育てしやすいまち と思う割合	42.1% (元年度)	↑ 目標値	45.6	49.0	52.5	56.0	60.0
		実績値	50.4	48.3			
		達成率	110.5%	98.6%			
婚姻数[暦年]	1,872件 (29年)	↑ 目標値	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
		実績値	1,567	1,613			
		達成率	82.5%	84.9%			
出生数[暦年]	2,999人 (30年)	↑ 目標値	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040
		実績値	2,638	2,550			
		達成率	86.8%	83.9%			

※ 婚姻数は、厚生労働省「人口動態調査」によるものとしているが、公表時期の関係上、暫定的に市の独自集計（届出地集計）による。

エ 評価結果の妥当性

本審議会でも検討した結果、評価結果については妥当であると判断する。

オ 審議会における評価に対する意見、提案等

【全般】

- 子育て支援に係る民間の取組みにおける市への相談、提案に対し、現場レベルの職員は協力的であっても、所管課が協力的でないと感じられる事例が実際にあった。母親の支援を行うことを目的として、同じ方向を向いているにもかかわらず、一歩進んでみることをせず、また、現場を見ることなく扉を閉ざしてしまうことについては、長崎市の体制が古いと感じられ、理解ができない。

【具体的施策（1） 結婚・妊娠・出産の希望をかなえる】

- 結婚できない理由には「出会いの場」だけでなく、「経済的な問題」も大きく、若い人たちの収入そのものを確保していくために、地元企業の育成が重要であるとともに、同時に、出産する女性の雇用の継続、男性の育休推進、ワークライフバランスの確保など結婚しやすい環境を整備すべきとの意見に対し、結婚しやすい職場環境づくりに向け、市内企業の代表者や管理職、人事労務担当者等を対象にした企業向けセミナーを実施していること、性別にかかわらず誰もが働きやすい職場環境づくりや、出産や育児に配慮した制度の導入などを行っている事業所を「男女イキイキ企業」として表彰し、市民や他の事業所のワークライフバランスの意識の醸成につながるよう、広く紹介を行っていることなどについて説明がなされた。

【具体的施策（2） 子育ての環境を充実する】

- 経済的支援の実施は重要であることから、一層の効果を上げるため、助成金の周知を目的に、一層積極的な広報を行ったほうがよいとの意見に対し、広報紙、ホームページやラインといった SNS の活用、公務員所属庁や対象児童の学校等関係各所への周知依頼、その他の関連する手続きと絡めて案内を行う等により、対象者への情報提供及び広報周知に努めていく旨の説明がなされた。
- 子供の貧困対策も重点課題として取り組んでほしいとの意見に対し、福祉、教育、雇用など問題が多岐に渡るため、関係部局が連携し取り組む必要があり、令和 4 年度に子どもの貧困対策推進計画を策定し、令和 5 年度以降に計画を推進していく旨の説明がなされた。
- 長崎市内には、幅員 4m に満たない道路が多く存在し、当該道路沿いに建物を建築

する際に必要なセットバックがなされていない宅地が多く見受けられるが、固定資産税の課税方式を見直すことなどにより、その問題を解決へ導き、狭小幅員の減少や防災力の向上を図れないかとの提案に対し、該当箇所数の多さや制度上、現時点での対応は難しいが、安全安心なまちづくりにおいて課題認識として重要な視点であることから、課題解決に向けて実施できる方策がないか検討していく旨の回答がなされた。

【具体的施策（3） 学校における教育環境を充実する】

- 学力低下の状況は他者（移住者、定住希望者等）から見ると良いイメージは持たれず、離県の要因につながる可能性もあることから、時間をかけて学力向上に向けて指導してもらいたいとの意見に対し、子どもたちの学力向上は喫緊の課題で、教職員の指導力向上が重要であるとの認識から、研究指定校への訪問指導や学力向上に係る研修会等を充実していくこと、児童生徒が ICT を活用しながら積極的に授業に取り組める環境を整えていくこと、地域の魅力に気づき、発信できる授業を行うように働きかけ、本市で活躍できる子供たちの育成につなげていきたい旨の回答がなされた。

基本目標3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる

部会長：都市経営室長

具体的施策

- (1) 地域の力でまちづくりを進める
- (2) コンパクトで暮らしやすいまちをつくる
- (3) 地域をネットワークでつなぐ

ア 基本的方向

人口が減少しても暮らしやすいまちを維持していくため、地域コミュニティの活性化やまちづくりの人材育成及び協働の推進等を図りながら、地域の力でまちづくりを進める。

また、高次な都市機能を維持・集積し、地区ごとの人口規模に見合った公共施設等の見直しを行い、コンパクトで暮らしやすいまちをつくとともに、中心部と周辺部が道路や公共交通・情報などのネットワークでつながり、どこに住んでも暮らしやすいまちをめざす。

特に「選ばれるまちになる」ため、「まちをつなげるプロジェクト」として、公共交通ネットワークなど、中心部と周辺部をつなげる仕組みづくりに取り組むとともに、光回線の整備を促進することで、中心部から周辺部へ情報ネットワークを拡充する。

イ 基本目標の評価

Bc 数値目標をほぼ達成したものの、具体的施策におけるKPIの達成は一部に留まることから、基本目標等の達成に向けた課題の克服などがやや遅れている

ウ 数値目標（「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「▽」は目標値を下回ることが望ましい指標）

指標名	基準値 (時期)	区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
住みやすいと思う市民の割合	76.8% (30年度)	↑ 目標値	77.8	78.3	78.8	79.4	80.0
		↑ 実績値	78.1	77.7	△	△	△
		↑ 達成率	100.4%	99.2%	△	△	△
自分が住んでいる地域に愛着を持っている市民の割合	70.5% (元年度)	↑ 目標値	71.0	72.0	73.0	74.0	75.0
		↑ 実績値	79.9	77.5	△	△	△
		↑ 達成率	112.5%	107.6%	△	△	△

エ 評価結果の妥当性

本審議会でも検討した結果、評価結果については妥当であると判断する。

オ 審議会における評価に対する意見等

【全般】

- 数値目標について、「住みやすいと思う市民の割合」と「自分が住んでいる地域に愛着を持っている市民の割合」のパーセンテージは令和2年度と比較して低下しているが、そのことに対して危機感を持つべきであり、これまでのパーセンテージの推移も見たうえで、今後どうするのかについても考える必要がある。
- 空き家、空地が増えていることへの対策を問う意見に対し、長崎市空き家等対策計画等に基づき、利用可能な空き家の活用促進や、老朽化し危険な空き家の除却など、空き家、空き地の状態に合わせた様々な対応を行っていることや、その対策の一つである「老朽危険空き家対策事業」は、老朽化した危険な空き家のうち、寄付や自治会の要望等の条件を満たすものについて、市が解体を行い、跡地を公共空間として整備するもので、空き家問題の解決策の一つとして自治会等へ周知していきたい旨の回答がなされた。

【具体的施策（1） 地域の力でまちづくりを進める】

- 地域防災力の向上に関する取組みの進捗が芳しくないが、危機管理につながることは経営資源を投入し、効果を検証すべきであるとの意見に対し、地域住民がより参加しやすい防災訓練や地域防災マップの作成の企画、自治会や地域コミュニティ連絡協議会などの地域団体へ働きかけを行うとともに、地域防災力の推進役となる市民防災リーダー養成についても、コロナ禍であってもリモート環境での養成についても推進していく旨の説明がなされた。
- キャリア教育を進めている成果が見えないように感じられることから、もっと当事者意識を持ってもらいたいとの意見に対し、長崎LOVERS育成プログラムを意識したキャリア教育の推進、中学生議会やまちづくりアイデアコンテスト等で地域やまちの課題を自分事として捉えることで、キャリア形成に必要な能力の向上を図っていく旨の回答がなされた。

【具体的施策（2） コンパクトで暮らしやすいまちをつくる】

- 高次な都市機能の維持・集積による斜面地や商店街などへの影響と、その対応に関する考えを問う意見に対し、商店街に関して、商店街自らが地域の人に支持され選択される商店街でなければならないとの考えから、組織力強化や課題解決に向けた活性化プランの作成、商店街が行うイベント・施設整備などへの支援を行っていること、また、都市計画に関して、地形的制約が大きい斜面地を「自然共生区域」に設定しており、人口減少や高齢化が進む状況において、できるだけ地形的制約が少なく、安全で暮らしやすい場所に時間をかけて緩やかに居住を誘導する必要があると考えている

が、全ての住民を居住誘導区域内に誘導することは現実的に困難であることから、斜面地においては、車みち整備事業や老朽危険空き家対策事業などにより、住環境の改善と防災性の向上の推進に取り組むこととしている旨の説明がなされた。

- 長崎市は「人間都市」を標榜しているのであるから、斜面地でひとりの高齢者も取り残さないつもりで、斜面に暮らす方、特に自然共生区域に暮らす方も何とかしようという姿勢を、市民に対して打ち出していただけるような施策を展開いただきたい。
- 遊休公共施設の活用について、老朽化していない施設は再活用してもらいたいとの意見に対し、用途廃止を行った公共施設等は、他の行政目的での利活用の有無について、検討を行うこととしている旨の説明がなされた。

【具体的施策（3） 地域をネットワークでつなぐ】

- 光インターネットサービス未整備地区数については目標を達成したが、これからは5Gや次世代回線が主流となってくると考えられる。そういった動きも把握しておく必要がある。

施策

- (1) 顧客創造プロジェクト
- (2) 価値創造プロジェクト
- (3) 交流を支える都市の基盤整備
- (4) 交流の産業化を進める体制づくり

ア 基本的方向

長崎市は、鎖国時代に唯一西洋に開かれた窓口として、特に人の交流によって栄えた都市であり、歴史、伝統、文化、自然や景観等の他の都市にない豊かな地域資源がある。これまで長崎市では、この地域資源を開拓し、磨き、そして活かすまちづくりを進めてきており、まちづくりの方向性がまさに地方創生の方向性と同じである。

これまでの取組みにおいても、平成 30 年の観光消費額が過去最高額となるなどの成果を上げてきたところである。

引き続き、長崎市が誇る有形・無形の地域資源に磨きをかけ、情報を国内外に発信して「人」の交流を生み出し、質の高いサービスを提供するための創業や既存事業の拡充を図り、定住人口の減少に伴う消費縮小を補うことで、雇用創出と所得向上につなげていく。

その結果、市民が自らの個性や強みを活かせる新たなしごとを創出できる、選択できるまち長崎が実現することで地域資源が更に磨かれ、交流の拡充、ひいては定住の促進が図られるという好循環の確立をめざし、国内観光オンリーの「昭和の観光都市」から、インバウンドや MICE、スポーツ、文化などを加えた多くの訪問客を迎える「21 世紀の交流都市」へ、民間の主体的な参画を促しながらレベルアップを図り、観光客と消費額の拡大を加速していく。

特に「選ばれるまちになる」ため、「まち MICE プロジェクト」として、MICE 開催を契機として、まちの中に人を呼び込み、滞在時間と消費の拡大につなげ、MICE 開催による効果をまち全体に波及させる。

イ 特定目標の評価

Dc 数値目標を達成しておらず、具体的施策における KPI の達成も一部に留まることから、基本目標等の達成に向けた課題の克服などがやや遅れている

ウ 数値目標（「△」は目標値を上回ることが望ましい指標、「▽」は目標値を下回ることが望ましい指標）

指標名	基準値 (時期)	区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
旅行消費額[暦年]	1,496 億円 (30 年)	△	目標値	555	657	1,177	1,507	1,555
			実績値	611	616			
			達成率	110.1%	93.8%			
経済波及効果[県内]	2,292 億円 (30 年)	△	目標値	850	926	1,660	2,125	2,193
			実績値	890	862			
			達成率	104.7%	93.1%			

※ 経済波及効果は8月末頃確定予定であったため、過去の実績から経済波及効果は観光消費額の1.4~1.5倍程度であるため、下記試算により、経済波及効果の目標を達成として計上している。

(経済波及効果試算値) R3観光消費額616億円 × 1.4 ≒ 862億円

エ 評価結果の妥当性

本審議会で検討した結果、評価結果については妥当であると判断するが、数値目標・K P Iの多くはコロナ禍の影響を大きく受けたものであり、令和3年度の実績はやむを得ないと考える。

オ 審議会における評価に対する意見等

【全般】

○ コロナ禍で人の交流が鈍化している状況から、今後コロナ前の目標値まで戻ることについての考えを問う意見に対し、時間の経過とともにワクチン接種の状況も進んでおり、また、政府の方針によりインバウンドの受入れ再開などの施策も取られていることから、今後観光の需要も増加することが予想され、加えて、西九州新幹線の開業とそれに伴う佐賀・長崎デスティネーションキャンペーンの実施や、令和6年にはスタジアムシティ完成などが控えており、この「100年に一度の変革」を契機とし、設定した目標を達成するために各取組みを推進していく旨の回答がなされた。

【具体的施策（1） 顧客創造プロジェクト】

○ MICE 開催に係る施策の内容を問う意見に対し、DMO（長崎国際観光コンベンション協会）を中心に、出島メッセ長崎の指定管理者である(株)ながさき MICE とも連携し、全国的な主催者の動きを把握しながら、ターゲットごとに営業活動と PR を展開していること、また、長崎市で開催される MICE による経済効果を高めるとともに、参加者の満足度を向上させるため、ユニークベニユーの活用、体験型コンテンツの拡充や飲食店情報の提供等「まち MICE」の取組みを推進している旨の説明がなされた。

○ MICE 誘致・受入の推進について、受注につなげて行く仕組み作りが不十分であると考えられ、また、年間61万人の利用者を確保可能なのかとの質問に対し、出島メッセ長崎においては、ケータリング等のサポートサービスを行っており、地元事業者への受注拡大を図っていること、また MICE の誘致状況については、令和4年5月時点で、

開業後1年間の目標である610,300人に対して、約63万人を見込んでいる旨の説明がなされた。

【具体的施策（2） 価値創造プロジェクト】

- 物産振興推進事業について、個々の商品の差別化が十分に図られていないことを問題点としている点について、マーケティングをやる必要があるのではないかとの意見に対し、マーケティングが重要である認識のもと、長崎市チャレンジ企業応援補助金において、事業者が行うテストマーケティングの取組みを支援していることや、水産練り製品のブランド化支援では、マーケティングや商品開発、情報発信等の一貫した支援を行い、見本となるべきロールモデルの一例を示していることについて説明がなされた。
- 稲佐山について、市民の大事な財産であり、観光の要衝なので、活用について長崎市としてのスタンスをはっきりさせたいと、施設の指定管理者等と一緒に展望台をもっといいものに作り上げてほしい。
- 新幹線が開業し、総合観光案内所がオープンしたが、キャッシュレス対応できていないため、早急な対応を検討していただきたい。
- 長崎県を中心に、元船地区の整備の計画が始まっているが、国内の離島航路や軍艦島のクルーズ船の玄関口でもあることから、元船地区と出島ワープ周辺を含めた国内向けの海の玄関口の整備進捗についても、今後報告を行ってほしい。

【具体的施策（3） 交流を支える都市の基盤整備】

- 交流の産業化の実現のためには、「いかに長崎に来やすいか」が重要であり、新幹線の全面開通に向けて尽力することを期待する。
- 現在、長崎市内の朝夕の渋滞は深刻であり、スタジアムシティや駅周辺整備も進んでいく中で、さらに渋滞が加速することも懸念される。建物の完成などに合わせて交通網の整備が同時進行であるべきと考えており、今後も国、県に対して要望を行い、少しでも快適な道路アクセスにつながるようお願いしたい。

長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会規則

平成27年7月17日

規則第82号

改正 平成27年9月30日規則第93号

平成28年3月31日規則第33号

平成29年3月23日規則第12号

令和元年5月31日規則第68号

令和元年9月27日規則第107号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例(昭和28年長崎市条例第42号)第3条の規定に基づき、長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業関係団体を代表する者
- (2) 労働・雇用環境を所管する行政機関を代表する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 金融機関を代表する者
- (5) 労働関係団体を代表する者
- (6) 報道関係団体を代表する者
- (7) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者
- (8) 不動産関係団体を代表する者
- (9) 市民

3 市長は、前項第9号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第1号、第2号及び第4号から第8号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期

間とすることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(結果報告)

第7条 会長は、審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政部長崎創生推進室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(略)